

放課後児童クラブの充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月13日

提出者

須山隆
岸道三
高橋雅彦

久城恵治
大國陽介
池田一

野津直嗣
嘉本祐一
大屋俊弘

(別紙)

放課後児童クラブの充実を求める意見書（案）

令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定され、少子化対策のための様々な取組や予算等を掲げる中で、放課後児童クラブの充実が進められてきた。また、令和6年12月には、待機児童の解消に向けた対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し令和6～7年度に集中的に取り組むべき内容について、「放課後児童パッケージ2025」としてとりまとめられたところである。

現代のこどもは、様々な制約の中での生活を強いられている。昔は学校が終われば、こどもたち同士声を掛け合って自由に遊び、守られた環境で家に帰るまでの時間を過ごすことができていたが、今ではこのような場所や時間はどんどん少なくなっている。

こうした中、放課後児童クラブは、放課後に学年の異なるこどもたちが一緒に生活する中で、社会の様々なルールなどを身につけるとともに、こどもの主体性や創造性を育む重要な居場所となっている。また、核家族化が進み、女性の就業率が伸び続ける中、放課後児童クラブの需要は増加する一方であり、近年では多様化する利用ニーズへの対応も求められるようになってきている。こどもを産み育てやすい社会をつくるためには、保育所等の卒園後、学童期においても子育てと仕事を両立できる環境を整えることが急務であり、放課後児童クラブの役割はますます大きくなっている。

このような放課後児童クラブの重要性を認識され、更なる安定的な運営や保育環境の充実を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と処遇の改善

放課後児童クラブを支える支援員は、長期休業以外は平日放課後の業務が主であるため、給与水準が概して低く、就業時間も不規則である。そのため、十分な人員確保や定着が困難となっており、施設の運営悪化や待機児童の発生等に繋がっている。

放課後児童支援員の確保・定着に向けて、給与等の処遇改善や働きやすい環境の整備を進めることができるよう、補助基準額の増額など財政支援を更に充実させること。

2. 放課後児童クラブを開設・運営しやすい支援制度の充実

施設整備について、国の補助基準額の増額や保育所等の社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充、保育所に放課後児童クラブを併設する場合の補助制度創設などの支援を行うこと。また、開設後の改修・修繕にも柔軟に対応できるよう、支援制度を充実させること。

運営費支援について、実績による精算方式ではなく、積立等により次年度以降の人員費や修繕、備品購入など事業の充実に活用できる仕組みとなるよう、見直しを行うこと。また、保育所の人材や利用されていない保育室などを使った小規模の預かりへの支援を充実し、持続的な運営が可能となるよう、見直しを行うこと。

3. 近年の物価高騰への対応

放課後児童クラブの運営は国庫補助及び利用者負担により成り立っており、物価が高騰しても、全てを利用者に価格転嫁することは困難である。長引く物価高騰は、サービスの低下につながりかねない。

放課後児童クラブの安定した運営を図るため、物価高騰分を補助基準額に反映させ

るなど、必要な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

こども家庭庁長官

財務大臣

【令和7年3月13日原案可決】